

警告！！車両運転時の事故が増加！！

- もらい事故を除く38件のうち車両が絡む事故が14件(※6月末時点) その後、8月末までに8件発生(暫定値)
4月から、車両関係の事故が多発しています。
- ・運転中の事故もあるが、駐車や転回に伴い、同乗者等が誘導していたにも関わらず複数の事故が発生
特に、車両後退時、現場からの流入時、狭い箇所の通過時等は細心の注意を払って下さい。

- 誘導方法の一例を下記に示しますので、参考にして下さい。
- ・予め誘導の合図を決めておき、声や笛等を併用する事がポイントです。



車両誘導時の注意点について



■降車誘導合図 ()は肉声

・誘導開始

腕を高く上げ、手のひらを誘導する方向に大きく振る。(オーライ)

・前進又は後退するとき

腕を高く上げ、手のひらを誘導する方に向け、大きく振る。(間隔をあげたオーライ)

・左右に寄せるとき

腕を高く上げ、手のひらを寄せる方向に向け、繰り返し振る。(間隔をあげたオーライ)

・間隔を示すとき

両腕を高く上げ、手のひらを内側へ向け、その間隔を示す。(左(右)〇〇cm(m)オーライ)

・障害物に近づいたとき

腕を高く上げ、手のひらを導く方に向け、小さく振る。(言葉を早くしてオーライまたは〇〇cm)

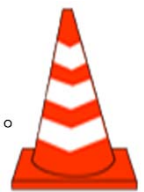
・停止するとき

腕を高く上げ、手のひらを運転手に向ける。(ストップまたは止まれ)



■車両誘導の注意事項

- ・誘導位置は運転手が誘導員をバックミラー等で視認できる車両左斜め後方概ね2mの位置とする。
- ・運転手は誘導の合図が途切れたら、直ちに車両を停止させ状況を確認する。
- ・誘導者は状況判断できない場合、ためらうことなく停車させ運転手に状況の確認を求める。
- ・誘導者は周囲の車両、障害物、歩行者の動向にも注意し自らの安全を確保して誘導する。



注意!!作業員の不注意による事故も多発中

作業員の不注意による事故も多発しています。足元への注意がそれたりして躓き、骨折や挫創といった怪我をする事故が発生しています。

作業終了時や、片付けの際にはどうしても、注意力が散漫になり、油断が生まれます。そういった時に事故が起こりやすくなります。そういうときほど、慎重に作業を進めるようお願い致します。

事象事例としましては、架台を降りる際に足を踏み外して骨折。コンクリート殻を片付けていたときに、持ち上げようとしたコンクリートの上側にあった塊が落ちて、指を挟み骨折。ホースに足を引っ掛け、転倒し骨折。人を追いかけて、ドアにぶつかり切創など、作業員の不注意による事故が7件起きています。このままだと、大きな事故にもつながりかねません。

安全点検や、現場の整理整頓や声掛け等をしっかりと行い、作業中はもとより、作業終了時の油断を無くし、不注意による事故を未然に防ぐように心がけて下さい。 少しの工夫と注意で、多くの事故は防ぐことができます。

橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査の結果概要

兵庫県労働局が4月の橋桁落下事故を受けて、兵庫県内の橋梁工事現場に緊急の立入調査を実施しました。その結果、19現場のうち、15現場において法違反が認められました。

●現場全体の管理体制に関する事項

- ・協議会や、会議に一部の関係請負人が不参加であった。
- ・立入禁止区域の周知が不足している。
- ・現場に応じた作業主任者が選任されていない。
- ・作業主任者の氏名等が周知されていない。
- ・足場の点検が未実施の現場がある。
- ・吊足場の点検記録簿に項目漏れや点検未実施項目がある。

●各作業における作業計画に関する事項

- ・現場条件の変更に伴う重機の作業計画の再検討が未実施



●作業場所での仮設等設備に関する事項

- ・足場の設置状況について、幅木が設けられていない。つり足場中段箇所転落防止設備がない。
- ・鋼管足場で、根がらみが設けられていない。構築物から控えがとられていない。
- ・足場の最大積載荷重の周知表示がされていない。
- ・設置された手すりの一部に不備がある。
- ・開口部に手すり等が設置されていない。
- ・擁壁作業場所の一部で、安全帯の取付設備等や昇降設備が設置されていない。
- ・電気機械器具の接続箇所の覆いが損傷している。

上記以外の指導事項として

- ・移動式クレーン過巻防止装置(吊り具の巻き過ぎを防止する安全装置)の補修の指導
- ・架設時の橋桁の傾きを適時確認し、記録するように指導
などの指摘がありました。

橋梁工事などの事故は、ひとたび発生すれば非常に大きな事故になります。少しの工夫で防げる事故はたくさんあります。

現場の安全意識を高める声掛けや点検の回数を増やす等、まずは現場でできる安全対策について、すぐにも取り組みを行うようにしてください。

また、橋梁だけではなく、様々な現場があります。指摘される前にまず、現場内の人員で点検を行い、危険箇所等の確認をして、日頃から、定められた規則や施工方法を守るようにしてください。

平成28年度 全国労働衛生週間(10月1日~7日)

主唱者 建設業労働災害防止協会

スローガン

~健康職場 つくる まもるは みんなが主役~

上記をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

また、管内の直轄工事現場においても、作業環境、作業者の健康保持・増進の重要性について認識し、適切な作業環境の確保を図るようお願い致します。